

前立腺がん・肝炎ウイルス  
検診日の追加



**日時** ▽12月24日(木)午後2時～4時30分▽12月25日(金)午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

**会場** 市保健センター

**対象** ▽前立腺がん検診Ⅱ市の前立腺がん検診を今年度まで受けていない50歳以上の男性(治療中・経過観察中の人は除く)▽肝炎ウイルス検診Ⅱ市の肝炎ウイルス検診を今年度まで受けていない40・45・50・55・60・65・70・75歳の人で市から通知が郵送された人

**検診料** ▽前立腺がん検診Ⅱ500円(70歳以上は無料)▽肝炎ウイルス検診Ⅱ無料

**持ってくる物** 受診票

**その他** 予約不要ですが、混雑時は時間調整をお願いすることがあります

**問い合わせ** 健康づくり課(☎2808)

特殊詐欺に注意

オレオレ詐欺など、特殊詐欺被害を防止するには、犯人からの電話に出ないことが1番です。

不審な電話に出ないようにするために、電話機の留守番電話設定をしましょう。また、「上州くん安全・安心メール」の登録も有効です。

**対策** ▽非通知の電話には応答しない▽在宅中も常時留守番電話に設定し、内容が確認できるまでは応対しない▽知らない相手には、会話を録音すると警告する

▽1人で判断せずに、家族や友人、警察へ必ず相談する



**問い合わせ** 藤岡警察署(☎20110)

その他

DVは犯罪です

DV(ドメスティックバイオレンス)とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことをいいます。

暴力の形は身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的

暴力・社会的暴力・子どもを利用した暴力などさまざまです。DVは重大な人権侵害であり明らか犯罪です。身近な間柄でも許されるものではありません。悩んでいる人は、1人で悩まずに相談してください。

**相談窓口** 県女性相談センター(☎027・261・446)

登録型  
本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者の請求により交付した場合に、交付の事実を本人へ通知する制度です。この制度の利用によって不正取得の早期発見、不正請求の防止につながります。制度の利用には事前登録が必要です。

**申請窓口** 市役所市民課・鬼石総合支所鬼石振興課

**登録できる人** 本市の住民票または戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

**登録に必要な物** ▽本人通知制度事前登録申込書(申請窓口を用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます)

▽運転免許証などの本人確認書類  
▽代理人が申請する場合、委任状および代理人の本人確認書類

※郵送でも申請できます

**登録の有効期限** 登録日から3年間

※登録期限満了前に継続申請のお知らせをお送りするので、必要に応じて申請してください。継続して利用する場合は登録期

限満了日1カ月前から申請できます

**通知の対象となる証明書**

- ▷住民票(除票含む)の写し
- ▷住民票記載事項証明書
- ▷戸籍の附票(除附票含む)の写し
- ▷戸籍(除籍、改製原戸籍含む)謄抄本

**通知の内容**

- ▷証明書の交付年月日
- ▷交付した証明書の種類および通数
- ▷交付請求者の種別(代理人または第三者)

**登録事項の変更・廃止** 住所・氏名に変更が生じた時またはこの制度の利用を廃止しようとする時は、本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書を提出する必要があります

**問い合わせ** 市民課(☎2256)

児童虐待をなくそう「189  
知らせ」子どもの未来

11月は「児童虐待防止月間」です。児童虐待は、家庭だけではなく社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した人は、通報・相談窓口ご連絡してください。

※通報した人のプライバシーは守られ、通報者が誰であるかは知られることはありません

**通報・相談窓口** 児童相談所 全国共通ダイヤル(☎189)・県西部児童相談所(☎027・322・2498)・市子ども課(☎2286)

犯罪被害者支援

警察では犯罪被害者や家族が元の生活に戻れるよう、各種支援を行っています。

支援内容

情報提供 刑事手続き、裁判過程で利用できる制度、相談

女性の人権ホットライン

11月12日(木)～18日(水)は「女性の人権ホットライン強化週間」です。夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の権利に関する相談・悩みごとについて電話相談窓口の受付時間を延長します。対

窓口などについて情報提供をしています

**経済的負担の軽減** 特定犯罪により傷害などを負った場合、医療費など経済的負担の軽減制度があります

**精神的負担の軽減** 犯罪被害者相談電話を設置し、カウンセリング体制を整えています

**安全の確保** 同一犯人からの再被害などを防止するため、安全対策を講じています

**各種給付制度** 犯罪被害給付制度および国外犯罪被害弔慰金等支給制度により、被害者や遺族に対し一時金を支給する制度があります

**その他** 詳しくは県警ホームページで確認してください

**問い合わせ** 藤岡警察署(☎20110)・地域づくり課(☎2211)

応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。

**日時** ▽11月12日(木)・13日(金)・16日(月)～18日(水)午前8時30分～午後7時▽14日(土)・15日(日)午前10時～午後5時

※通常の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分

**電話番号** 0570・070・810

**問い合わせ** 前橋地方事務局(☎027・221・446)・地域づくり課(☎2211)